

## 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(以下「地域づくり委員会」という。)を設置しています。

このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の見解を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

### 1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 当該総合振興局(振興局)管内に居住する満20歳以上の方〔令和4年4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、年数回開催する委員会に出席できる方  
※ 過去に道職員であった方も応募できますが、募集締め切り後に他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。

### 2 募集する人数

各総合振興局(振興局)ごとに、障がいのある方又は地域住民4名以内

### 3 委員の任期

委嘱の日(令和4年4月1日予定)から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

### 4 応募方法

#### (1) 応募に必要な書類(2種類)

ア 応募用紙(様式1)

イ 作文(様式2)

応募する圏域の総合振興局(振興局)が定めるテーマについて、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 各総合振興局(振興局)のテーマは8を御参照ください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/r04iinkoubo.html>)

#### (2) 書類の提出方法

応募する圏域の総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送(消印有効)又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日(開庁日)の9:00~17:00までの間に持参してください。

※ 各総合振興局(振興局)の提出期限及び郵送先は、8を御参照ください。

### 5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

選考結果は、応募した総合振興局(振興局)から、3月までに応募者全員にお知らせします。

### 6 委員の役割等

- (1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

- (2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

### 7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 各総合振興局（振興局）が所管する市町村、郵送先・問い合わせ先及び提出期限

	所管する市町村 作文テーマ	郵送先・問い合わせ先	提出期限 (消印有効)
空知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	空知総合振興局保健環境部社会福祉課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎 電話 0126-20-0111	12月20日 ～ 1月20日
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村 障がいのある人もない人もより良く暮らせる地域づくりのために	石狩振興局保健環境部社会福祉課 〒060-8558 電話 011-204-5861	12月20日 ～ 1月20日
後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	後志総合振興局保健環境部社会福祉課 〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 電話 0136-23-1938	12月20日 ～ 1月31日
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 電話 0143-24-0782	12月20日 ～ 1月21日
日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	日高振興局保健環境部社会福祉課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話 0146-22-9472	12月20日 ～ 1月28日
渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町 障がい者が暮らしやすい地域づくりのために	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎 電話 0138-47-9537	12月20日 ～ 2月10日
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町 障がいのある人もない人も共に暮らせる地域づくり	檜山振興局保健環境部社会福祉課 〒043-8558 電話 0139-52-6651	12月20日 ～ 1月20日
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町 障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりのために	上川総合振興局保健環境部社会福祉課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎 電話 0166-46-5982	12月20日 ～ 1月20日
留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	留萌振興局保健環境部社会福祉課 〒077-8585 留萌市住ノ江町2丁目1-2 留萌合同庁舎 電話 0164-42-8317	12月20日 ～ 1月20日
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 〒097-8525 稚内市末広4丁目2-27 電話 0162-33-2579	12月20日 ～ 1月19日
オホーツク	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目オホーツク合同庁舎 電話 0152-41-0691	12月20日 ～ 1月20日
十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 障がいのある人が安心して暮らししていくためには	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎 電話 0155-26-9251	12月20日 ～ 1月19日
釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町 障がいのある人が暮らしやすい地域づくりのために	釧路総合振興局保健環境部社会福祉課 〒085-8588 電話 0154-43-9255	12月20日 ～ 1月31日
根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	根室振興局保健環境部社会福祉課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話 0153-23-6917	12月20日 ～ 1月28日
本庁		北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111(内線25-729)	